

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	42 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	30 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	36 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	22 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月及び57年8月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月
② 昭和57年8月から59年3月まで

私は昭和52年8月に会社を退職してすぐに国民年金に加入し、同年11月に非常勤職員として市役所に勤めるまでの間、国民年金保険料を納付していたのに未納とされていることは納得できない。

また、昭和58年6月にA県B郡C村に転居してから保険料の納付書を発行してもらい、57年8月から59年3月までの期間の保険料を納付したのに未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は1か月と短期間であり、オンライン記録において、申立人は昭和52年8月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、国民年金の加入手続きを行い、同年8月及び同年9月の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、同年11月に再び厚生年金保険の被保険者となるまでの申立期間①の保険料を現年度納付したと考えるも特段不自然ではない。

また、申立期間②については、オンライン記録において国民年金に未加入の期間とされているが、申立人の年金手帳及びD町の国民年金被保険者名簿によると、昭和56年8月に国民年金被保険者の資格を取得し、60年1月に資格を喪失していることが確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間②のうち昭和57年8月から58年3月までの期間については、申立人から提出された収支帳により、保険料として同年1月12

日に3万1,320円、同年4月5日に1万440円を、それぞれ納付したことが確認でき、当該保険料額は、当時の法定保険料額と一致している上、その記載内容から当該収支帳は申立期間②当時作成されたことが推認されることから、申立人は当該期間の保険料を納付していたものと考えられる。

加えて、申立期間②のうち昭和58年6月から59年3月までの期間については、申立人の所持する国民年金保険料領収書において当該期間の保険料が納付されていることが確認でき、オンライン記録において当該期間の保険料を還付した記録は見当たらない。

このほか、申立期間②のうち昭和58年4月及び同年5月については、収支帳の記載及び申立人が所持する国民年金保険料領収書から当該期間の前後の保険料は納付されているものと認められることから、申立人は当該期間の保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3269（事案 529 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月から 50 年 3 月まで
② 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

私は、A 区 B に住んでいたとき、国民年金保険料の特例納付制度があることを知り、昭和 46 年から 48 年頃に夫の未納分と一緒に申立期間①の保険料を特例納付した。C 市に転居した 54 年 12 月から 57 年 3 月までの期間においても、夫婦二人分の保険料を納付した。申立期間①及び②の保険料を納付したのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る前回の申立てについては、i) 申立人は、国民年金保険料を昭和 47 年か 48 年頃に一括納付したというもので、翌年度以降の保険料までも納付したこととなり、申立内容は不自然であること、ii) 申立人は、納付場所及び納付金額についての記憶も定かでなく、第 2 回目及び第 3 回目の特例納付実施期間中に納付した可能性を見いだせるだけの事情も認められないこと、及びほかに申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等の写し）が無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 9 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間①については、納付をうかがわせる新たな資料等が提出されず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間①の保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、申立人は、昭和 54 年 12 月に C 市へ転居後についても夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間②は 3 か月と短期間であり、オンライン記録において申立人は申立期間①及び②を除き国民年金加入期間に未納は無く、免除及び納付済期間であることが確認できる上、申立人は、申立期間②直前の昭和 56 年度分の保険料を現年度納付していることから、引き続き申立期間②についても納付していたと考えるのが自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3270 (事案 707 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から49年12月まで
② 昭和56年1月から57年3月まで
③ 昭和63年4月から同年10月まで

A区Bに住んでいたとき、国民年金保険料の特例納付制度を知り、妻の私が昭和46年から48年頃に申立期間①の夫婦二人分の保険料を特例納付した。その後、54年12月にC市へ転居したが、引き続き夫婦二人分の保険料を納付した。57年4月以降は、夫が事故で入院したため、夫婦二人の保険料を免除申請し、申立期間③についても免除申請したはずであるのに、申立期間①、②及び③が未納とされていることは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち昭和45年10月から48年3月までの期間に係る申立てについては、i) 当該期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、納付期間、納付金額等に関する記憶が定かではなく、保険料をD駅近くの銀行の会議室で納付したと述べているが、E社会保険事務所(当時)は出張徴収を行っておらず、申立人の主張と相違していること、ii) 同時に納付したと主張する申立人の妻も申立期間①は、未納となっており、申立人の妻が、申立期間について保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等の写し)が無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月29日付けで年金記録

の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間①については、当初の申立ては昭和 45 年 10 月から 48 年 3 月までの期間について特例納付を行ったと主張していたところ、今回の申立てにおいて申立期間①を 45 年 4 月から 49 年 12 月までの期間へ変更しているが、追加された期間も含め保険料の納付については、納付をうかがわせる新たな資料等が提出されておらず、当該主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立期間①の保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、申立人の妻は、昭和 54 年 12 月に C 市へ転居した後についても夫婦二人分の保険料を納付し、57 年 4 月からは夫婦二人分の免除申請をしていたと主張しているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は国民年金手帳払出一覧表から、夫婦連番で払い出されていることが確認でき、オンライン記録によると、申立人夫婦は、おおむね二人の保険料を一緒に納付していたものと考えられる上、申立人の妻の保険料は、申立期間②のうち 56 年 1 月から同年 12 月までの期間において納付済みであることを踏まえると、申立人は、15 か月と比較的短期間である申立期間②の保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。
- 3 申立期間③については、保険料の免除申請を行ったとする申立人の妻は、具体的な手続状況について記憶が定かではなく、オンライン記録において申立期間③に係る免除申請は記録されておらず、申立期間③の保険料が免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間③の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3271

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から同年 12 月まで

私は、会社を退職後の昭和 47 年 9 月頃、町役場で国民年金の加入手続を行った。加入して以降、62 年 3 月に再就職をするまでの期間、国民年金保険料は滞ることなく納付していたのに未納とされている期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金に加入し、昭和 47 年 9 月以降 145 か月の長期にわたり国民年金保険料は納付済みとなっており、申立人の保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は 3 か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みとなっていることから、申立人は申立期間の保険料についても納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月まで

私は、最初に勤めた会社を退職後の昭和 53 年 10 月頃、町役場で国民年金の加入手続を行った。将来幾らもらえるか分からないが国民年金保険料は納付した方がいいと思い、納付書が届くたびに納付した。続けて納付してきたつもりであり、未納とされている期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から昭和 55 年 1 月から同年 2 月頃までに払い出され、申立人は同時期、国民年金の加入手続を行ったものと推認され、加入時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間については保険料を全て納付している上、申立期間は 6 か月と短期間であることから申立人が申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3273

第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月

平成6年6月頃、学生であった私のために母が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を毎月納付してくれた。1か月分の保険料を納付しないことは考えられず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金に加入し、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料は全て納付済みである。

また、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料を納付したとする申立人の母は国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、被保険者種別の変更手続きも適切に行っていることを踏まえると、申立人の母の国民年金制度に対する理解及び保険料の納付意識は高かったものと推認されることから、申立人の母は申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3274

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月

私は、昭和54年10月に事業所を退職し、同年11月に結婚して、同年12月*日にA郡B町（現在は、C市）役場に婚姻届けを提出したとき、国民年金に加入すべきと思い加入手続を行った。加入当初の1か月が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳の国民年金の記録（1）欄に、被保険者となった日が昭和54年11月1日と記載され、被保険者種別が強制から任意に訂正されている上、C市の保管する被保険者名簿において、申立期間に係る資格取得日欄及び検認記録欄が訂正されている形跡があることから、申立人が同町において加入手続を行った時点では、申立期間は加入期間として取り扱われていたことがうかがえる。

また、申立人の述べる国民年金の加入時期、国民年金保険料の納付額及び納付方法は、申立期間当時の保険料収納状況等とおおむね一致している。

さらに、申立期間は加入手続当初の1か月と短期間であり、申立期間以降に未納が無いことを考慮すると、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月及び同年11月
ねんきん特別便の内容を確認したところ昭和45年10月及び同年11月が未加入とされているが、私は申立期間の国民年金保険料を納付しており、その領収書も保管しているので納付済みと訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金印紙代金（保険料）領収書を所持しており、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことが確認できる上、A市の保管する国民年金被保険者名簿の検認記録欄において、申立期間は納付済みと記録されている。

また、申立人が所持する国民年金手帳及び上記被保険者名簿において、昭和45年10月8日に国民年金の被保険者資格（任意加入）を喪失していることが確認できる。

しかしながら、申立期間の保険料は資格喪失に伴い還付手続を行うべきところ、申立期間の保険料の還付手続が行われた事実は認められないことから、申立人が申立期間の保険料相当額を納付した後、長期間にわたり国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、資格喪失しているため被保険者となり得ないことを理由として、申立期間の被保険者資格及び保険料納付を認めないことは信義則に反する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3276

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から45年3月まで

昭和43年11月頃に、母が国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年11月以降、申立期間を除き、平成20年10月までの国民年金保険料を全て納付している上、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母は、国民年金制度が発足した昭和36年4月に国民年金に任意加入し、3か月の未納期間を除き、保険料を全て納付していることから、申立人及びその母の納付意識の高さが認められる。

また、申立期間は6か月と短期間であり、申立期間の前後の保険料は納付済みである上、申立人の母は、申立期間の保険料を納付済みであることから、申立人の申立期間に係る保険料についても、納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から50年4月まで

私は、昭和50年5月から共済年金に加入となったが、私の20歳からの申立期間の国民年金保険料については、両親が納付していたと聞いている。保険料を納付していたことを証明するために領収証書を日本年金機構に提出したところ、この領収証書は同年4月から同年9月までの保険料6,600円をA銀行B支店（当時）で納付したときのものであり、共済年金に加入したことにより同銀行が受領していないことが判明したが、申立期間の保険料を納付しないで納付不要な期間の保険料だけを納付していたとは考えられず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出日から、申立期間の国民年金保険料は過年度及び現年度での納付が可能であることが確認できる。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の両親は、昭和36年4月の国民年金制度発足から60歳に達するまでの保険料は全て納付済みであることから納付意識の高さがうかがえる上、申立人は50年5月に共済年金に加入しているところ、同年4月から同年9月までの保険料の領収証書を所持していることなどから、申立期間に係る保険料の納付意識がうかがえ、申立期間のうち、48年3月から50年3月までの保険料については納付していたものと考えられる。

一方、申立人の所持する上記領収証書には、領収日付印が二重に押されており、納付した銀行において領収したことを取り消していることが確認

できるところ、本来、銀行が受領すべき昭和 50 年 4 月の保険料についても受領を取り消していることから、申立期間のうち、同年 4 月の保険料については納付していたものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 3 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から45年12月まで

私は、会社を退職した後、A区役所で国民年金の加入手続を行い、過年度の国民年金保険料をまとめて納付し、その後の現年度保険料は妻の分と合わせて納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降、60歳で国民年金の被保険者資格を喪失するまで国民年金の加入期間を通じて未納は無く、申立人の妻も、申立期間を含む昭和38年4月から60歳で被保険者資格を喪失するまで未納は無いことから、申立人及びその妻の国民年金の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日及びA区国民年金被保険者索引票の作成日により、申立人が昭和47年1月頃に国民年金の加入手続を行ったと推認でき、オンライン記録により、46年1月以降の保険料を遡って納付していることが確認できることから、加入手続を行った時点で申立期間のうち納付することが可能な44年10月以降の保険料を納付したものと考えても不自然さはない。

一方、申立期間のうち、昭和44年9月以前の保険料は、申立人が国民年金の加入手続を行った47年1月の時点で時効により納付することはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から45年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から4年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る約8万円の国民年金保険料を遡って納付してくれたのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡って納付してくれたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、申立人の国民年金手帳記号番号は平成4年6月1日に払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間は過年度納付が可能であり、申立人の母が納付したと述べている保険料約8万円は、申立期間の保険料を納付する場合に必要な保険料7万2,000円とおおむね一致している。

また、申立人の母は、申立人と同様に申立人の妹及び弟の学生期間の保険料を納付していたと述べているところ、その申述どおり二人共保険料が納付されていることがオンライン記録において確認できる。

さらに、申立人の両親は国民年金の加入期間において保険料は全て納付済みであり、申立人は申立期間以外に未納は無く、申立期間は8か月と短期間であることを踏まえると、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成13年8月1日から17年9月1日までの期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、13年8月から14年9月までは19万円、同年10月から15年9月までは22万円、同年10月から16年8月までは26万円、同年9月から17年8月までは22万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、13年8月から16年8月までは訂正前の18万円、同年9月から17年8月までは訂正前の19万円とされているが、申立人は当該期間のうち、16年4月1日から17年9月1日までを除く期間について、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、13年8月は19万円、同年9月は24万円、同年10月から同年12月までは22万円、14年1月は20万円、同年2月から15年3月までは22万円、同年4月は24万円、同年5月は20万円、同年6月及び同年7月は22万円、同年8月は24万円、同年9月は30万円、同年10月は24万円、同年11月は28万円、同年12月は24万円、16年1月から同年3月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成15年7月25日、同年12月25日、16年7月23日、同年12月25日、17年7月25日、同年12月22日、18年7月25日、同年12月25日、19年7月25日及び同年12月25日に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、15年7月25日は27万7,000円、同年12月25日、16年7月23日及び同年12月25日は39万円、17年7月25日及び同年12月22日は41万円、18年7月25日及び同年12月25日は43万円、19年7月25日は47万2,000円、同年12月25日は49万5,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、15年7月25日は訂正前の23万6,000円、同年12月25日は訂正前の32万1,000円、16年7月23日及び同年12月25日は訂正前の33万円1,000円、17年7月25日及び同年12月22日は訂正前の34万7,000円、18年7月25日は訂正前の36万4,000円、同年12月25日は訂正前の36万3,000

円、19年7月25日は訂正前の41万7,000円、同年12月25日は訂正前の42万7,000円とされているが、申立人は、当該期間についてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、15年7月25日は27万7,000円、同年12月25日、16年7月23日及び同年12月25日は39万円、17年7月25日及び同年12月22日は41万円、18年7月25日及び同年12月25日は43万円、19年7月25日は47万2,000円、同年12月25日は49万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年8月1日から16年4月1日まで
② 平成16年4月1日から17年9月1日まで
③ 平成15年7月25日
④ 平成15年12月25日
⑤ 平成16年7月23日
⑥ 平成16年12月25日
⑦ 平成17年7月25日
⑧ 平成17年12月22日
⑨ 平成18年7月25日
⑩ 平成18年12月25日
⑪ 平成19年7月25日
⑫ 平成19年12月25日

A事業所は申立期間当時に勤務していた職員について、社会保険事務所（当時）に誤った標準報酬月額及び標準賞与額を届け出していた。年金事務所に訂正届を提出し、平成22年7月16日に受理されたが、既に時効が成立しているため、厚生年金保険の年金給付に反映されないことから、厚生年金保険の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間①及び②における標準報酬月額については、オンライン記録によれば、当初、平成13年8月から16年8月までは18万円、同年9月から17年8月までは19万円と記録されていたが、当該額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の22年8月4日に、13年8月から14年9月までは19万円、同年10月から15年9月までは22万円、同年10月から16年8月までは26万円、同年9月から17年8月までは22万円に、それぞれ訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかし、A事業所から提出された給与支払明細書（平成13年8月から16年3月まで）により、申立人は、社会保険事務所に届け出られている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、平成13年8月は19万円、同年9月は24万円、同年10月から同年12月までは22万円、14年1月は20万円、同年2月から15年3月までは22万円、同年4月は24万円、同年5月は20万円、同年6月及び同年7月は22万円、同年8月は24万円、同年9月は30万円、同年10月は24万円、同年11月は28万円、同年12月は24万円、16年1月から同年3月までは22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、事業主は、当該保険料を納入する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②に係る標準報酬月額については、当該事業所から提出された給与支払明細書（平成16年4月から17年8月まで）により、報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないためあつせんは行わない。

2 申立人の申立期間③から⑫までの標準賞与額については、オンライン記録によれば、当初、平成 15 年 7 月 25 日は 23 万 6,000 円、同年 12 月 25 日は 32 万 1,000 円、16 年 7 月 23 日及び同年 12 月 25 日は 33 万円 1,000 円、17 年 7 月 25 日及び同年 12 月 22 日は 34 万 7,000 円、18 年 7 月 25 日は 36 万 4,000 円、同年 12 月 25 日は 36 万 3,000 円、19 年 7 月 25 日は 41 万 7,000 円、同年 12 月 25 日は 42 万 7,000 円と記録されていたが、当該額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 8 月 4 日に、15 年 7 月 25 日は 27 万 7,000 円、同年 12 月 25 日、16 年 7 月 23 日及び同年 12 月 25 日は 39 万円、17 年 7 月 25 日及び同年 12 月 22 日は 41 万円、18 年 7 月 25 日及び同年 12 月 25 日は 43 万円、19 年 7 月 25 日は 47 万 2,000 円、同年 12 月 25 日は 49 万 5,000 円にそれぞれ訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた標準賞与額となっている。

しかし、当該事業所から提出された賞与支払明細書により、申立人は、社会保険事務所に届け出られている標準賞与額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、平成 15 年 7 月 25 日は 27 万 7,000 円、同年 12 月 25 日、16 年 7 月 23 日及び同年 12 月 25 日は 39 万円、17 年 7 月 25 日及び同年 12 月 22 日は 41 万円、18 年 7 月 25 日及び同年 12 月 25 日は 43 万円、19 年 7 月 25 日は 47 万 2,000 円、同年 12 月 25 日は 49 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成14年6月1日から17年9月1日までの期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、14年6月から16年8月までは20万円、同年9月から17年8月までは22万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、14年6月から同年9月までは訂正前の17万円、同年10月から15年8月までは訂正前の12万6,000円、同年9月から16年8月までは訂正前の17万円、同年9月から17年8月までは訂正前の18万円とされているが、申立人は、当該期間のうち、16年9月1日から17年9月1日までを除く期間について、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、14年6月は19万円、同年7月から15年6月までは20万円、同年7月から16年3月までは22万円、同年4月から同年8月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成15年7月25日、同年12月25日、16年7月23日、同年12月25日、17年7月25日、同年12月22日、18年7月25日、同年12月25日、19年7月25日及び同年12月25日に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、15年7月25日は27万円、同年12月25日は36万円、16年7月23日及び同年12月25日は38万円、17年7月25日及び同年12月22日は40万円、18年7月25日及び同年12月25日は42万円、19年7月25日は48万円、同年12月25日は52万8,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、15年7月25日は訂正前の22万9,000円、同年12月25日は訂正前の29万6,000円、16年7月23日は訂正前の32万3,000円、同年12月25日は訂正前の32万2,000円、17年7月25日は訂正前の33万9,000円、同年12月22日は訂正前の33万8,000円、18年7月25日及び同年12月25日は訂正前の35万5,000円、19年7月25日は訂正前の41万5,000円、同年12月25日は訂正前の45万6,000円とされているが、申立人は、当該期間についてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によ

り賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、15年7月25日は27万円、同年12月25日は36万円、16年7月23日及び同年12月25日は38万円、17年7月25日及び同年12月22日は40万円、18年7月25日及び同年12月25日は42万円、19年7月25日は48万円、同年12月25日は52万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人は申立期間のうち、平成20年8月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（標準報酬月額28万円に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年6月1日から16年9月1日まで
② 平成16年9月1日から17年9月1日まで
③ 平成15年7月25日
④ 平成15年12月25日
⑤ 平成16年7月23日
⑥ 平成16年12月25日
⑦ 平成17年7月25日
⑧ 平成17年12月22日
⑨ 平成18年7月25日
⑩ 平成18年12月25日
⑪ 平成19年7月25日
⑫ 平成19年12月25日
⑬ 平成20年8月1日から同年9月1日まで

A事業所は申立期間当時に勤務していた職員について、社会保険事務所（当時）に誤った標準報酬月額及び標準賞与額を届け出していた。年金事務所に訂正届を提出し、平成22年7月16日に受理されたが、既に時効が成立しているため、厚生年金保険の年金給付に反映されないことから、厚生年金保険の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間①及び②における標準報酬月額については、オンライン記録によれば、当初、平成14年6月から同年9月までは17万円、同年10月から15年8月までは12万6,000円、同年9月から16年8月までは17万円、同年9月から17年8月までは18万円と記録されていたが、当該額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の22年8月4日に、14年6月から16年8月までは20万円、同年9月から17年8月までは22万円にそれぞれ訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかし、A事業所から提出された給与支払明細書（平成14年6月から16年8月まで）により、申立人は、社会保険事務所に届け出られている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、平成14年6月は19万円、同年7月から15年6月までは20万円、同年7月から16年3月までは22万円、同年4月から同年8月までは18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、事業主は、当該保険料を納入する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②に係る標準報酬月額については、当該事業所から提出された給与支払明細書（平成16年9月から17年8月まで）により、報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標

準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないためあっせんは行わない。

2 申立人の申立期間③から⑫までの標準賞与額については、オンライン記録によれば、当初、平成15年7月25日は22万9,000円、同年12月25日は29万6,000円、16年7月23日は32万3,000円、同年12月25日は32万2,000円、17年7月25日は33万9,000円、同年12月22日は33万8,000円、18年7月25日及び同年12月25日は35万5,000円、19年7月25日は41万5,000円、同年12月25日は45万6,000円と記録されていたが、当該額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の22年8月4日に、15年7月25日は27万円、同年12月25日は36万円、16年7月23日及び同年12月25日は38万円、17年7月25日及び同年12月22日は40万円、18年7月25日及び同年12月25日は42万円、19年7月25日は48万円、同年12月25日は52万8,000円に、それぞれ訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた標準賞与額となっている。

しかし、当該事業所から提出された賞与支払明細書により、申立人は、社会保険事務所に届け出られている標準賞与額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、平成15年7月25日は27万円、同年12月25日は36万円、16年7月23日及び同年12月25日は38万円、17年7月25日及び同年12月22日は40万円、18年7月25日及び同年12月25日は42万円、19年7月25日は48万円、同年12月25日は52万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立人は、申立期間⑬の標準報酬月額の相違について申し立てている

が、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与支払明細書により、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は誤った届出を行い、正しい保険料を納付していないことを認めていることから、当該保険料を納入する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成15年6月1日から18年9月1日までの期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、15年6月から16年8月までは19万円、同年9月から18年8月までは22万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、15年6月から17年8月までは訂正前の18万円、同年9月から18年8月までは訂正前の20万円とされているが、申立人は当該期間のうち、16年4月1日から18年9月1日までを除く期間について、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15年6月は19万円、同年7月から同年10月までは20万円、同年11月は22万円、同年12月は20万円、16年1月は22万円、同年2月及び同年3月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成15年7月25日、同年12月25日、16年7月23日、同年12月25日、17年7月25日、同年12月22日、18年7月25日、同年12月25日、19年7月25日及び同年12月25日に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、15年7月25日は14万5,000円、同年12月25日は36万円、16年7月23日及び同年12月25日は38万円、17年7月25日及び同年12月22日は40万円、18年7月25日及び同年12月25日は42万円、19年7月25日は44万円、同年12月25日は48万4,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、15年7月25日は訂正前の12万3,000円、同年12月25日は訂正前の29万8,000円、16年7月23日は訂正前の32万3,000円、同年12月25日は訂正前の32万2,000円、17年7月25日は訂正前の33万9,000円、同年12月22日は訂正前の33万8,000円、18年7月25日及び同年12月25日は訂正前の35万5,000円、19年7月25日は訂正前の38万8,000円、同年12月25日は訂正前の42万7,000円とされているが、申立人は、当該期間についてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消

し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、15年7月25日は14万5,000円、同年12月25日は36万円、16年7月23日及び同年12月25日は38万円、17年7月25日及び同年12月22日は40万円、18年7月25日及び同年12月25日は42万円、19年7月25日は44万円、同年12月25日は48万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人は申立期間のうち、平成20年8月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（標準報酬月額26万円に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月1日から16年4月1日まで
② 平成16年4月1日から18年9月1日まで
③ 平成15年7月25日
④ 平成15年12月25日
⑤ 平成16年7月23日
⑥ 平成16年12月25日
⑦ 平成17年7月25日
⑧ 平成17年12月22日
⑨ 平成18年7月25日
⑩ 平成18年12月25日
⑪ 平成19年7月25日
⑫ 平成19年12月25日
⑬ 平成20年8月1日から同年9月1日まで

A事業所は申立期間同時に勤務していた職員について、社会保険事務

所（当時）に誤った標準報酬月額及び標準賞与額を届け出していた。年金事務所に訂正届を提出し、平成 22 年 7 月 16 日に受理されたが、既に時効が成立しているため、厚生年金保険の年金給付に反映されないことから、厚生年金保険の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の申立期間①及び②における標準報酬月額については、オンライン記録によれば、当初、平成 15 年 6 月から 17 年 8 月までは 18 万円、同年 9 月から 18 年 8 月までは 20 万円と記録されていたが、当該額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 8 月 4 日に、15 年 6 月から 16 年 8 月までは 19 万円、同年 9 月から 18 年 8 月までは 22 万円にそれぞれ訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかし、A 事業所から提出された給与支払明細書（平成 15 年 6 月から 16 年 3 月まで）により、申立人は、社会保険事務所に届け出られている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、平成 15 年 6 月は 19 万円、同年 7 月から同年 10 月までは 20 万円、同年 11 月は 22 万円、同年 12 月は 20 万円、16 年 1 月は 22 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、事業主は、当該保険料を納入する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②に係る標準報酬月額については、当該事業所から提出された給与支払明細書（平成 16 年 4 月から 18 年 8 月まで）により、報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

2 申立人の申立期間③から⑫までの標準賞与額については、オンライン記録によれば、当初、平成 15 年 7 月 25 日は 12 万 3,000 円、同年 12 月 25 日は 29 万 8,000 円、16 年 7 月 23 日は 32 万 3,000 円、同年 12 月 25 日は 32 万 2,000 円、17 年 7 月 25 日は 33 万 9,000 円、同年 12 月 22 日は 33 万 8,000 円、18 年 7 月 25 日及び同年 12 月 25 日は 35 万 5,000 円、19 年 7 月 25 日は 38 万 8,000 円、同年 12 月 25 日は 42 万 7,000 円と記録されていたが、当該額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 8 月 4 日に、15 年 7 月 25 日は 14 万 5,000 円、同年 12 月 25 日は 36 万円、16 年 7 月 23 日及び同年 12 月 25 日は 38 万円、17 年 7 月 25 日及び同年 12 月 22 日は 40 万円、18 年 7 月 25 日及び同年 12 月 25 日は 42 万円、19 年 7 月 25 日は 44 万円、同年 12 月 25 日は 48 万 4,000 円にそれぞれ訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた標準賞与額となっている。

しかし、当該事業所から提出された賞与支払明細書により、申立人は、社会保険事務所に届け出られている標準賞与額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、平成 15 年 7 月 25 日は 14 万 5,000 円、同年 12 月 25 日は 36 万円、16 年 7 月 23 日及び同年 12 月 25 日は 38 万円、17 年 7 月 25 日及び同年 12 月 22 日は 40 万円、18 年 7 月 25 日及び同年 12 月 25 日は 42 万円、19 年 7 月 25 日は 44 万円、同年 12 月 25 日は 48 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立人は、申立期間⑬の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保

険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与支払明細書により 28 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は誤った届出を行い、正しい保険料を納付していないことを認めていることから、当該保険料を納入する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成17年4月1日から18年9月1日までの期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、24万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、17年4月から同年8月までは訂正前の18万円、同年9月から18年8月までは訂正前の22万円とされているが、申立人は当該期間のうち、17年4月1日から同年5月1日まで及び同年10月1日から18年9月1日までを除く期間について、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、17年5月及び同年6月は24万円、同年7月は22万円、同年8月及び同年9月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、17年7月25日、同年12月22日、18年7月25日、同年12月25日、19年7月25日及び同年12月25日に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、17年7月25日は18万円、同年12月22日は36万円、18年7月25日及び同年12月25日は38万円、19年7月25日は40万円、同年12月25日は44万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、17年7月25日は訂正前の16万4,000円、同年12月22日は訂正前の30万4,000円、18年7月25日及び同年12月25日は訂正前の32万1,000円、19年7月25日は訂正前の34万6,000円、同年12月25日は訂正前の38万8,000円とされているが、申立人は、当該期間のうち、17年7月25日を除く期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を同年12月22日は36万円、18年7月25日及び同年12月25日は38万円、19年7月25日は40万円、同年12月25日は44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 平成 17 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
③ 平成 17 年 10 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで
④ 平成 17 年 7 月 25 日
⑤ 平成 17 年 12 月 22 日
⑥ 平成 18 年 7 月 25 日
⑦ 平成 18 年 12 月 25 日
⑧ 平成 19 年 7 月 25 日
⑨ 平成 19 年 12 月 25 日

A事業所は申立期間当時に勤務していた職員について、社会保険事務所（当時）に誤った標準報酬月額及び標準賞与額を届け出していた。年金事務所に訂正届を提出し、平成 22 年 7 月 16 日に受理されたが、既に時効が成立しているため、厚生年金保険の年金給付に反映されないことから、厚生年金保険の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間①、②及び③における標準報酬月額については、オンライン記録によれば、当初、平成 17 年 4 月から同年 8 月までは 18 万円、同年 9 月から 18 年 8 月までは 22 万円と記録されていたが、当該額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 8 月 4 日に、24 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかし、A事業所から提出された給与支払明細書（平成 17 年 5 月から同年 9 月まで）により、申立人は、社会保険事務所に届け出られている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、17年5月及び同年6月は24万円、同年7月は22万円、同年8月及び同年9月は24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、当該保険料を納入する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、当該事業所から提出された複数の従業員の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額により、当該事業所は、厚生年金保険料を当月控除していたことが推認できるところ、申立人の平成17年4月の給与支払明細書により、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間③については、申立人の平成17年10月1日から18年9月1日までの給与支払明細書により、申立人の報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 2 申立人の申立期間④から⑨までの標準賞与額については、オンライン記録によれば、当初、平成17年7月25日は16万4,000円、同年12月22日は30万4,000円、18年7月25日及び同年12月25日は32万1,000円、19年7月25日は34万6,000円、同年12月25日は38万8,000円と記録されていたが、当該額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の22年8月4日に、17年7月25日は18万円、同年12月22日は36万円、18年7月25日及び同年12月25日は38万円、19年7月25日は40万円、同年12月25日は44万円に、それぞれ訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた標準賞与額となっている。

しかし、申立期間⑤から⑨までの期間については、当該事業所から提出された賞与支払明細書により、申立人は、社会保険事務所に届け出ら

れている標準賞与額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間⑤から⑨までの標準賞与額については、特例法に基づき、17年12月22日は36万円、18年7月25日及び同年12月25日は38万円、19年7月25日は40万円、同年12月25日は44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主は、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間④に係る標準賞与額については、申立人の平成17年7月25日の賞与支払明細書により、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成19年4月1日から同年9月1日までの期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、22万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の18万円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年7月25日及び同年12月25日に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、同年7月25日は36万円、同年12月25日は39万6,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、同年7月25日は訂正前の31万8,000円、同年12月25日は訂正前の34万9,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を同年7月25日は36万円、同年12月25日は39万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成19年4月1日から同年9月1日まで
② 平成19年7月25日
③ 平成19年12月25日

A事業所は申立期間当時に勤務していた職員について、社会保険事務所（当時）に誤った標準報酬月額及び標準賞与額を届け出していた。年金事務所に訂正届を提出し、平成22年7月16日に受理されたが、既に時効が成立しているため、厚生年金保険の年金給付に反映されないことから、厚生年金保険の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の申立期間①における標準報酬月額については、オンライン記録によれば、当初、18万円と記録されていたが、当該額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年8月4日に、22万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかし、A事業所から提出された給与支払明細書（平成19年4月から同年8月まで）により、申立人は、社会保険事務所に届け出られている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、事業主は、当該保険料を納入する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②及び③の標準賞与額については、オンライン記録によれば、当初、平成19年7月25日は31万8,000円、同年12月25日は34万9,000円と記録されていたが、当該額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の22年8月4日に、19年7月25日は36万円、同年12月25日は39万6,000円、それぞれ訂正された

ころ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた標準賞与額となっている。

しかし、当該事業所から提出された賞与支払明細書により、申立人は、社会保険事務所に届け出られている標準賞与額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、平成 19 年 7 月 25 日は 36 万円、同年 12 月 25 日は 39 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主は、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成19年8月1日から20年9月1日までの期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、19年8月から20年3月までは28万円、同年4月から同年8月までは32万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の20万円とされているが、申立人は当該期間のうち、19年8月1日から同年9月1日までを除く期間について、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、同年9月は28万円、同年10月は30万円、同年11月は28万円、同年12月及び20年1月は30万円、同年2月から同年4月までは32万円、同年5月は30万円、同年6月は34万円、同年7月及び同年8月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年12月25日に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、45万1,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の39万7,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を45万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成19年8月1日から同年9月1日まで
② 平成19年9月1日から20年9月1日まで
③ 平成19年12月25日

A事業所は申立期間当時に勤務していた職員について、社会保険事務所（当時）に誤った標準報酬月額及び標準賞与額を届け出していた。年金事務所に訂正届を提出し、平成22年7月16日に受理されたが、既に時効が成立しているため、厚生年金保険の年金給付に反映されないことから、厚生年金保険の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の申立期間①及び②における標準報酬月額については、オンライン記録によれば、当初、20万円と記録されていたが、当該額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年8月4日に、19年8月から20年3月までは28万円、同年4月から同年8月までは32万円にそれぞれ訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかし、A事業所から提出された給与支払明細書（平成19年9月から20年8月まで）により、申立人は、社会保険事務所に届け出られている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、平成19年9月は28万円、同年10月は30万円、同年11月は28万円、同年12月及び20年1月は30万円、同年2月から同年4月までは32万円、同年5月は30万円、同年6月は34万円、同年7月及び同年8月は32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、当該保険料を納入する義務を履行していないと

認められる。

一方、申立期間①については、当該事業所から提出された複数の従業員の給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額により、当該事業所は、厚生年金保険料を当月控除していたことが推認できるところ、申立人の平成 19 年 8 月の給与支払明細書により、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間③の標準賞与額については、当初、39 万 7,000 円と記録されていたが、当該額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 8 月 4 日に、45 万 1,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた標準賞与額となっている。

しかし、当該事業所から提出された賞与支払明細書により、申立人は、社会保険事務所に届け出られている標準賞与額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、特例法に基づき、45 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主は、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月31日から同年9月1日まで

私は、A社を平成19年8月31日付けで退職したので、厚生年金保険の被保険者記録において資格喪失日が同年9月1日となるはずである。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の証言及び申立人から提出された給与明細書(平成19年5月から同年8月まで)により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張しているが、事業主が資格喪失日を平成19年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年8月31日と記録することは考え難いことから、事業主が、同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録については、昭和49年2月から同年8月までは15万円、同年9月は17万円、51年9月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年2月1日から同年10月1日まで
② 昭和51年9月1日から同年10月1日まで

私の厚生年金保険の被保険者記録について、申立期間①及び②とも、報酬月額に見合う標準報酬月額より低くなっている。給与明細書を提出するので調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社（現在は、B社）の給与明細書により、申立人は、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、昭和49年2月から同年8月までは15万円、同年9月は17万円、51年9月は24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの申立人の標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和29年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月31日から同年4月5日まで

私は、昭和26年9月1日から29年4月5日まで、B県C市のA社に正社員として勤務したが、同年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。同年3月分の厚生年金保険料の控除が確認できる給与支払明細書を提出するので、厚生年金保険の加入記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書（入社年の昭和26年9月、退社年の29年3月及び同年4月）により、申立人は、29年3月31日までA社に勤務していたことが確認でき、同年3月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年3月の給与支払明細書の保険料控除額から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和29年3月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を同年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成15年12月25日、16年7月27日、同年12月22日、17年7月26日、同年12月26日、18年7月28日及び同年12月25日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ45万1,000円、38万2,000円、40万4,000円、32万4,000円、30万7,000円、32万7,000円及び31万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日
② 平成16年7月27日
③ 平成16年12月22日
④ 平成17年7月26日
⑤ 平成17年12月26日
⑥ 平成18年7月28日
⑦ 平成18年12月25日

私は、A社から平成15年12月から18年12月までの7回にわたり支給されていた賞与について、厚生年金保険料を控除されていたが、当該賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳における賞与

の総支給額及び保険料控除額から、平成15年12月25日については45万1,000円、16年7月27日については38万2,000円、同年12月22日については40万4,000円、17年7月26日については32万4,000円、同年12月26日については30万7,000円、18年7月28日については32万7,000円、同年12月25日については31万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時に賞与支払届及び賞与支払届総括表を提出しなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月25日から同年3月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（事業所番号*）における資格取得日に係る記録を同年1月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和35年9月1日から37年9月1日まで
② 昭和44年2月1日から同年8月1日まで
③ 昭和45年1月25日から同年3月10日まで

私は、申立期間①については、昭和35年9月初めに兄の経営するA社に入社し働き出したが、同社での厚生年金保険の被保険者資格取得日が37年9月1日になっており、2年間の加入記録が無いので調査してほしい。

申立期間②については、A社を一度退職した後、兄に誘われ昭和44年2月に再入社したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年8月1日となっており、6か月間の加入記録が無いので調査してほしい。

申立期間③については、A社のB区Cにあった事業所からD市の事業所に転勤したが、同社には継続して勤務していたのに、昭和45年1月25日から同年3月10日までの厚生年金保険の加入記録が途切れており、考えられないことなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、A社の事業主及び元同僚の供述から判断すると、申立人は、当該事業所に継続して勤務し（昭和45年1月25日にB区Cに所在するA社（事業所番号**）からD市に所在するA社（事業所番号*）に異動）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社（*）にお

ける昭和 45 年 3 月の社会保険事務所（当時）の記録から、6 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①については、A社の元同僚の供述から、申立人が申立期間①において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 37 年 9 月 1 日であり、申立期間①は適用事業所になる前の期間である。

また、A社の事業主は、「会社を起こしてもすぐには厚生年金保険に加入しなかった。」と供述している上、元同僚も、「私は昭和 36 年からA社で働いていたが、厚生年金保険には途中から加入したことを覚えている。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間②については、A社の事業主及び元同僚はいずれも、申立人の当該事業所への再入社 of の時期について、「覚えていない。」と供述しており、申立人の申立期間②における当該事業所での勤務期間について確認することができない。

また、事業主は、「厚生年金保険の届出等に係る資料は全く残っておらず、厚生年金保険の加入状況は分からない。」と供述しており、申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人がA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者の資格を昭和29年4月26日に取得し、31年9月30日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、昭和29年4月は8,000円、同年5月から31年8月までは1万8,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和22年6月1日から23年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店に係る資格喪失日（22年6月1日）及び資格取得日（23年5月1日）に係る記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和28年7月31日から同年8月1日までの期間、同年11月1日から同年12月1日までの期間、31年9月30日から同年10月1日までの期間及び33年7月30日から同年9月30日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格喪失日を28年7月31日から同年8月1日に、同社本店に係る資格取得日を28年12月1日から同年11月1日に、同社C支店における資格喪失日を31年9月30日から同年10月1日に、同社D支店における資格喪失日を33年7月30日から同年9月30日にそれぞれ訂正し、当該期間の標準報酬月額を28年7月は8,000円、同年11月は8,000円、31年9月は1万8,000円、33年7月及び同年8月は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、昭和28年7月及び31年9月については履行していないと認められ、28年11月、33年7月及び同年8月は明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治44年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 昭和 22 年 6 月 1 日から 23 年 5 月 1 日まで
② 昭和 28 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで
③ 昭和 28 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
④ 昭和 29 年 4 月 30 日から 31 年 9 月 30 日まで
⑤ 昭和 31 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
⑥ 昭和 33 年 7 月 30 日から同年 9 月 30 日まで

父は、大正 14 年頃から昭和 42 年 11 月に退社するまで、ずっと A 社に在籍し厚生年金保険に加入しており、B 社から取り寄せた資料を添付するので申立期間について調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間④については、申立人の当時の厚生年金保険記号番号は「*」であるところ、A 社 C 支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の記号番号と相違する「**」と記載され、申立人と同姓同名かつ生年月日が同一で基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和 29 年 4 月 26 日、資格喪失日は 31 年 9 月 30 日）が確認できる。

また、当該記号番号「**」が払い出されている被保険者は、申立人と性別、氏名及び生年月日が異なる別人であり、申立期間④当時は別事業所において厚生年金保険の被保険者であることが確認できることから、当該厚生年金保険被保険者記録の記号番号は、上記被保険者名簿に誤記入された可能性がうかがえる上、B 社は、申立人が大正 14 年 3 月に入社し、昭和 42 年 11 月に退職したことを証明する退職証明書を発行しており、当該厚生年金保険被保険者記録は、申立期間と符合することから、申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が A 社 C 支店における被保険者資格を昭和 29 年 4 月 26 日に取得し、31 年 9 月 30 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録により、昭和 29 年 4 月は 8,000 円、同年 5 月から 31 年 8 月までは 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①については、申立人は、オンライン記録では、A 社におい

て昭和 21 年 9 月 2 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、22 年 6 月 1 日に資格を喪失後、23 年 5 月 1 日に同社において再度資格を取得しており、22 年 6 月から 23 年 4 月までの被保険者記録が無い。

しかし、B 社が提出した計算書、辞令原簿及び在職証明書から判断すると、申立人は、申立期間①において A 社本店及び同社 E 出張所に勤務していたことが確認できる。

また、計算書及び辞令原簿により、申立人は昭和 23 年 4 月 1 日に A 社本店から同社 E 出張所に異動したことが確認できるところ、同社 E 出張所は 29 年 4 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所になる前の期間であるが、辞令原簿において、申立人と同じく 23 年 4 月 1 日に同社 E 出張所へ異動した元同僚は、22 年 12 月 1 日から 26 年 11 月 20 日まで同社本店で継続して厚生年金保険に加入していることから、同社では、適用事業所となっていない支店等に異動した場合、本店で厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、別の元同僚は、「申立人は、私が入社した昭和 14 年より前から A 社に在籍しており、異動はあったが、途中で退職することなく継続して同社に勤務していた。」と証言しており、当該元同僚は、厚生年金保険制度が発足した昭和 19 年 6 月 1 日に資格を取得して以降、B 社の関連会社で 57 年 6 月 21 日に資格を喪失するまで、厚生年金保険加入期間に欠落は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A 社本店に継続して勤務し、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社本店における昭和 22 年 5 月の社会保険事務所の記録から、600 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 22 年 6 月から 23 年 4 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間②、③、⑤及び⑥については、B社が提出した計算書、辞令原簿、住所録、同社が申立人の息子に交付した在職証明書及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和28年8月1日に同社本店から同社F支店、同年11月1日に同社F支店から同社本店、31年10月1日に同社C支店から同社D支店、33年9月30日に同社D支店から同社G支店にそれぞれ異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和28年6月、同社本店における同年12月、同社C支店における31年8月及び同社D支店における33年6月の社会保険事務所の記録から、申立期間②及び③は8,000円、申立期間⑤及び⑥は1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間②及び⑤に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和28年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録するとは考え難く、同様に、31年10月1日と届け出られたものを同年9月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る28年7月及び31年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間②及び⑤の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、事業主が申立期間③及び⑥に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年11月16日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を21年11月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和26年3月16日から同年8月1日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったことが認められることから、A社B工場における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格の喪失日（26年3月16日）及び取得日（26年8月1日）の記録を取り消すことが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年11月16日から同年12月1日まで
② 昭和26年3月16日から同年8月1日まで
③ 昭和31年10月15日から同年11月1日まで

私は、昭和14年にA社に入社以来、31年10月末日まで継続して勤務したのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が抜けている。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和21年11月16日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和21年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円と

することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②については、申立人は、オンライン記録では、A社B工場において、昭和22年10月2日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、26年3月16日に資格を喪失後、同年8月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間②の被保険者記録が無い。

しかし、A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の資格取得日は昭和22年10月16日、資格喪失日は31年10月15日と記載されており、その間に資格喪失及び資格取得の記載は無い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の年金記録の管理が適切に行われていたとは認め難いことから、申立人は、申立期間②において厚生年金保険の被保険者であったと認められ、A社B工場における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格の喪失日（昭和26年3月16日）及び取得日（26年8月1日）の記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、上記被保険者名簿から8,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③については、申立人は、「昭和31年10月末日までA社D工場に勤務した。」と主張しているが、複数の元同僚からは、申立人の勤務期間について具体的な供述を得ることができず、申立人の勤務実態を確認できない。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、関係資料も保存されていないことから、申立人が申立期間③において厚生年金保険料を給与から控除されていたか否かについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（30万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 1 日から 18 年 12 月 1 日まで
A社における、私の平成 16 年 7 月 1 日から 18 年 12 月 1 日までの標準報酬月額が、私が知らないうちに引き下げられていたことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する 30 万円と記録されていたところ、A社が平成 21 年 8 月 19 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなる前の、17 年 9 月 13 日付けで、申立人の標準報酬月額は 16 年 7 月に遡って 30 万円から 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の事業主及び当時の同僚一人についても、平成 17 年 9 月 13 日付けで、16 年 7 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理が行われている。

しかし、滞納処分票により、申立期間当時、当該事業所は社会保険料を滞納していることが確認できる上、元事業主は、「社会保険料の滞納額を減額するために、標準報酬月額を訂正した。」と供述していることから、標準報酬月額の記録を減額遡及訂正することにより、滞納していた社会保険料を相殺し納付したことがうかがえるが、社会保険事務所(当時)において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は取締役であったことが確認できるが、元事業主が「社会保険事務は、申立人ではない者が担当していた。」と供述している上、滞納処分票に申立人に係る記載が無い

ことから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日の後の平成 18 年 9 月 1 日の定時決定で、申立人の標準報酬月額が 9 万 8,000 円に変更されているが、これについては、社会保険事務所が保管する届出書により、社会保険事務所が職権で変更したものと考えられることから、事業主の届出に基づく定時決定とは認められない。

これらを総合的に判断すると、平成 17 年 9 月 13 日付けで行われた遡及訂正及び 18 年 9 月 1 日の定時決定の事務処理は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、30 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年6月30日から30年4月1日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったことが認められることから、A社B支店における資格取得日を昭和29年6月30日、資格喪失日を30年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 明治44年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和21年4月1日から23年8月1日まで
② 昭和29年6月30日から30年4月1日まで

私の夫は、昭和10年3月20日から52年6月30日まで、A社に継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、複数の元同僚の証言及び雇用保険の加入記録により、申立期間②にA社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人は、A社本社において、昭和23年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、29年6月30日に資格を喪失後、30年4月1日に同社本社において再度資格を取得しており、申立期間②の被保険者記録が無いが、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の資格取得日は昭和29年6月14日、資格喪失日は30年4月1日と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において、申立人の厚生年金保険の記録管理が適切であったとは認め難いことから、A社B支店における申立人の被保険者記録を訂正することが必要である。

なお、申立人のA社B支店における資格取得日については、上記被保

険者名簿に記載されているA社本社から異動してきた複数の元同僚の同社B支店に係る資格取得日が、同社本社の資格喪失日に合わせて訂正されていることから、昭和29年6月30日に訂正し、資格喪失日については、上記被保険者名簿により、30年4月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和29年6月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることとすることが妥当である。

2 申立期間①については、A社から提出された在籍証明書により、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社本社は、昭和19年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、21年4月1日に適用事業所でなくなった後、23年8月1日に再度厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所でなかった期間である。

また、A社本社が昭和21年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったときの健康保険労働者年金保険被保険者名簿と23年8月1日に再度厚生年金保険の適用事業所となったときの健康保険厚生年金保険被保険者名簿の両方に氏名の記載がある者24名のうち、記録が判明した14名全員が申立期間①である21年4月1日から23年8月1日までの期間について厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、複数の元同僚は、昭和23年8月1日に再度厚生年金保険の適用事業所となる前の期間について、「厚生年金保険の適用事業所になる前は、厚生年金保険料は控除されることはなかったと記憶している。」と供述している。

加えて、当該事業所は、保存期間経過のため、賃金台帳、源泉徴収票等は保管していないと回答していることから、申立人の申立期間①当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年12月31日から32年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を31年12月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年9月1日から同年11月1日まで
② 昭和31年12月31日から32年1月1日まで

私は、昭和31年9月にA社本社に採用され、48年12月末まで継続して勤務していたが、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。なお、申立期間②は、31年12月末日に同社本社から同社B支社へ転勤となった時期であるので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録及び申立人が氏名を挙げた複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社本社から同社B支社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、本人の供述により、昭和31年12月31日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和32年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い

ことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①については、申立人は当時の勤務内容に係る具体的な供述をしていること、及び申立人が氏名を挙げた複数の元同僚は申立人を記憶していることから、A社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間について具体的な証言を得ることはできないため、入社時期を特定することができない。

また、経理担当者を含む複数の元同僚は、「申立期間①当時、原則として入社後1年間の見習期間があり、成績や経験年数により短縮されていた。」と供述していることから、申立期間①当時、当該事業所では、従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

さらに、事業主は、「申立期間①当時の関連資料は保存期間を経過しているため無い。」と回答していることから、申立人の申立期間①当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3190

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 41 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、平成 16 年 3 月から同年 8 月まで勤務していた A 社の標準報酬月額が 30 万円となっているが、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料は標準報酬月額 41 万円に相当する額であったので、正しい標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（41 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、事業主は標準報酬月額を 30 万円として届出を行っていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その他に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間のうち昭和51年10月1日から52年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は26万円、57年10月1日から58年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月1日から52年10月1日まで
② 昭和57年10月1日から58年10月1日まで

私は、A社（現在は、B社）に勤務をしていた期間のうち、標準報酬月額は、昭和51年10月から52年9月までは17万円、57年10月から58年9月までは34万円となっているが、C健康保険組合（現在は、D健康保険組合）の「被保険者台帳」では、51年10月から52年9月までの標準報酬月額は26万円、57年10月から58年9月までの標準報酬月額は36万円となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人から提出されたD健康保険組合の被保険者台帳（同組合交付）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、B社及びD健康保険組合は、「申立期間当時の「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」と「健康保険組合」への届出書類の様式については、複写式であったはずである。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC健康保険組合における記録から、昭和51年10月から52年9月までは26万円、57年10月から58年9月までは36万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和46年4月にA社に入社し、B（職種）として勤務した後、48年3月1日から、A社のグループ企業であるC社に出向し、55年8月末まで継続して勤務した。厚生年金保険の加入記録をみると、48年2月28日に一旦被保険者資格を喪失しているが、会社が保管する人事記録及び退職証明書では、継続して勤務していたことになっているので、A社での厚生年金保険の資格喪失年月日を同年3月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事記録及び退職証明書（いずれもA社が交付）から判断すると、申立人は、A社及び同社のグループ企業であるC社に継続して勤務し（昭和48年3月1日にA社からC社D営業所に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主（A社）により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届を間違

って提出した可能性があることを認めていることから、事業主が昭和 48 年 2 月 28 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和54年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社に、昭和51年4月1日から54年3月末日まで継続して勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は51年6月1日、資格喪失日は54年3月31日と記録されており、当該記録前後の申立期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人から提出された昭和54年3月の給与支払明細書により、同年3月の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できること、及びB社の事業主が「申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、54年4月1日が正しいと思う。」と証言していることから判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年3月の給料支払明細書により、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する

義務を履行したか否かについては、事業主は、資格喪失日は昭和 54 年 4 月 1 日が正しいと認めている上、事業主が資格喪失日を同年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、事業主の回答及び給料支払明細書（退職金）に「3年間勤続」と記載されていることから、申立人が、申立期間①においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、事業主は、「当時、当社には3か月の見習期間の規定があったところ、申立人は勤務成績が良好であったため2か月で見習期間を終了し、社会保険事務所に対し申立人の資格取得日を昭和 51 年 6 月 1 日と届け、同年 6 月の給与から厚生年金保険料の控除を開始したが、申立期間①に係る厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、元同僚二人のうち一人は、「厚生年金保険の資格取得日からすると、入社後すぐの加入ではないので見習期間はあったと思う。」と供述している。

さらに、申立人は当該事業所において初めて厚生年金保険被保険者証の交付を受けているところ、申立人の被保険者資格取得日は、申立人に係る厚生年金保険被保険者証記号番号払出簿及び申立人が所持する年金手帳において、昭和 51 年 6 月 1 日であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 45 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 10 月 25 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の資格取得日に係る記録を同年 7 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を同年 10 月 25 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5 万 2,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 1 日から同年 10 月 25 日まで

私は、A社に勤務していた昭和 45 年 7 月から同年 10 月までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。B厚生年金基金の加入記録を提出するので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B厚生年金基金の加入記録及び企業年金連合会から提出された裁定請求書から判断すると、申立人は申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該事業所におけるオンライン記録は無いが、B厚生年金基金の回答によると、申立人の厚生年金基金の資格取得日は昭和 45 年 7 月 1 日、資格喪失日は同年 10 月 25 日となっていることが確認できる上、厚生年金基金は、「申立期間当時のA社の届出書は残っていないが、他社の届出書を見ると、資格取得届及び資格喪失届は複写式の届出用紙を使用しており、複写式以外の届出書は見たことがない。」と供述していることから、厚生年金基金に提出されたものと同じのものを社会保険事務所に届け出たものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 45 年 7 月 1 日

に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月25日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB厚生年金基金に係る昭和45年7月の標準給与の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業部における資格取得日に係る記録を昭和44年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月1日から45年1月6日まで
私は、昭和44年12月にA社B事業部C営業所から同社B事業部D事務所へ転勤したが、そのときの1か月間の厚生年金保険の加入記録が欠落している。この期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社B事業部C営業所から同社B事業部D事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の供述から昭和44年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業部における昭和45年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時の関係資料が無く不明と回答しており、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和46年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月21日から47年1月10日まで

私は、A社に勤務した期間のうち、同社B工場から同社本社に異動したときの1か月の厚生年金保険の被保険者記録が無い。C厚生年金基金加入員証の裏面に同社本社への異動日が記載されているので、申立期間に同社本社勤務となったのは間違いがないため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたC厚生年金基金加入員証、D企業年金基金から提出されたC厚生年金基金加入員台帳、A社から提出された本社入退管理簿及びB工場退職者社保管理台帳から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和46年12月21日に同社B工場から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、D企業年金基金から提出された厚生年金基金加入員資格喪失確認通知書及び厚生年金基金加入員資格取得届により、申立人のA社B工場の資格喪失日は昭和46年12月

21日、同社本社の資格取得日は47年1月10日となっていることが確認できる。ところが、当該事業所では申立期間当時、資格取得届及び資格喪失届は複写式の届出用紙であり、厚生年金基金に提出されたものと同一のものを社会保険事務所に届け出ているものと考えられることから、事業主は同社B工場における資格喪失日を46年12月21日、同社本社における資格取得日を47年1月10日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る46年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 3197

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（53万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を53万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月22日

私は、平成14年7月から現在に至るまでA社に勤務し、その間継続して厚生年金保険に加入していた。16年12月分の賞与支給明細書において厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成16年12月の賞与支給明細書により、申立人は、同年12月22日に標準賞与額（53万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成19年9月から同年12月までの期間は30万円、20年1月は26万円、同年2月から同年8月までの期間は30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月1日から20年9月1日まで

私は、平成19年5月から21年2月までの間、A社の社員として派遣先で勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険料の控除額が、給与支給明細書に記載されている額と「ねんきん定期便」にて知らせを受けた額とで異なるので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、申立人が保有するA社の給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び給与の支給総額から、平成19年9月から同年12月までは30万円、20年1月は26万円、同年2月から同年8月までは30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、納付したと思うが、関係資料等を破棄しているため、不明である旨を回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年8月1日から7年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、6年8月から同年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は当該期間のうち上記期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年5月1日から平成4年5月17日まで
② 平成6年8月1日から7年10月1日まで

私が所持する申立期間に係る給与明細書から算定した標準報酬月額と、年金事務所が記録するA社（現在は、B社）に係る申立期間①の標準報酬月額及びB社に係る申立期間②の標準報酬月額に、大きな差がある。調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、B社は、「当時は、給与支給額に旅費が加算されており、厚生年金保険の標準報酬月額の算定上、この額については控除して計算していた。」と回答しているところ、旅費の取扱いについては、「交通補助金に係わる疑義について」（昭和32年2月21日付保文発1515号厚生省保険局健康保険課長回答）において、「定期券を購入して支給することは、被保険者が事業主から受ける利益の一であり、金銭で支払われるものも労働の対償となり得る。通勤費も生計費中の重要な支出の一であり、出張旅費の如き実費弁償的なものと異なる。」と解釈されており、当該事業所が主張するように旅費が実費弁償的な費用であれば、標準報酬月額の算定上、給与総支給額から旅費を控除しても、不自然な処理とはいえない。

また、これに基づき、申立人の給与総支給額から旅費を控除し、申立期間②の標準報酬月額の相違について判断することとなるが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人及び当該事業所が提出した給与明細書及び賃金台帳で確認できる給与総支給額、旅費及び厚生年金保険料控除額から、申立人の標準報酬月額を、平成6年8月から同年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは56万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は誤って44万円の報酬月額に相当する標準報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が44万円を報酬月額として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①については、B社は、「当時は、給与支給額に旅費が加算されており、厚生年金保険の標準報酬月額の算定上、この額については控除して計算していた。」と回答しているところ、旅費の取扱いについては、上記厚生省保険局健康保険課長の回答により、当該事業所が主張するように旅費が実費弁償的な費用であれば、標準報酬月額の算定上、給与総支給額から旅費を控除しても、不自然な処理とはいえない。

また、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立期間①におけるオンライン記録上の標準報酬月額が、前述で認定される標準報酬月額を超えている又は同額となっていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日（昭和39年12月26日）及び資格取得日（44年5月7日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を39年12月から40年7月までは3万6,000円、同年8月から42年4月までは4万2,000円、同年5月から43年5月までは5万6,000円、同年6月から44年4月までは6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月26日から44年5月7日まで

私は、昭和29年4月から45年8月までA社に正社員として継続して勤務していた。申立期間は、同社B支店に駐在していたが、内地給から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和29年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、39年12月26日に被保険者資格を喪失後、44年5月7日に同社において資格を再度取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の加入記録及び元同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務しており、昭和39年12月26日から44年5月7日まではC国に海外駐在していたことが認められる。

また、申立人と同様にC国に海外駐在していたとする元同僚14人のうち12人が、海外駐在期間中もA社において厚生年金保険に継続して加入していることが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確

認できる。

さらに、複数の経理総務担当者は、「A社においては、海外駐在者も含めて全員厚生年金保険に加入しており、全員から厚生年金保険料を控除し、海外駐在を理由として、厚生年金保険被保険者資格を喪失させることは無く、海外駐在者については内地給を支給し、内地給から厚生年金保険料を控除していた。」と供述している。

これらの事実等から総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人及び元同僚のA社における社会保険事務所（当時）の記録から、昭和39年12月から40年7月までは3万6,000円、同年8月から42年4月までは4万2,000円、同年5月から43年5月までは5万6,000円、同年6月から44年4月までは6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得の届出が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは通常考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年12月から44年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 3201

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所（現在は、B社C部）における資格喪失日に係る記録を昭和33年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和30年12月1日にA事業所に採用され、46年1月1日まで継続して厚生年金保険に加入していたはずであるが、同事業所からD社（現在は、B社）に異動した申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係るB社における雇用保険の加入記録及び当該事業所の回答から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（A事業所からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、B社は、「A事業所が申立人の人事異動に伴い、本来、資格喪失の届出を昭和33年8月1日に提出すべきところ、誤って同年7月31日提出した可能性を否定し得ない。」と回答していることから、同年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人のA事業所における昭和33年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和

33 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年10月1日、資格喪失日に係る記録を42年4月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月1日から42年4月5日まで

私は、昭和39年4月にB社（現在は、C社）に入社し、在職中、A社へ勤務場所が変わった後、42年4月に再びB社に戻り、44年8月に退職するまで継続して勤務していた。40年10月から42年3月までの18か月間の厚生年金保険の被保険者記録が抜けているが、この期間も厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人はB社及びA社に継続して勤務し（昭和40年10月1日にB社からA社に異動、42年4月5日に同社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録及び当該事業所における元同僚の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としているが、申立期間の厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、申立期間に行われる

べき、事業主による被保険者の資格取得届、報酬月額算定基礎届及び資格喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 40 年 10 月から 42 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を31万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年7月10日

私は、勤務していたA事業所から、平成19年7月10日に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、同事業所がその賞与に係る記録が、既に時効が成立しているため年金給付に反映されないとされていることに納得できない。調査して給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成19年7月10日に支給された賞与に係る給与支給明細書及び事業主から提出された賃金台帳から、申立人は、31万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人の申立期間に係る賞与支払届出を年金事務所に届け出ていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

A市に転居した昭和48年4月頃、私が市の出張所で国民年金の加入手続を行った。以降、国民年金保険料も私が金融機関で納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月頃、A市の出張所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、50年9月10日にA市へ払い出されていることが確認できる上、同市は、当該手帳記号番号は加入勧奨により申立人に払い出されているものであると回答していることから、48年4月頃に加入手続を行ったとする申立人の主張と相違する。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、払出以前である申立期間は国民年金に未加入の期間であったことが推認されることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を現年度納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から47年3月まで

私は、結婚した後は育児に追われ、国民年金保険料を納付していなかったのが気になっていたが、昭和46年頃、新聞か市の広報で特例納付制度を知り、義母も加入手続きを行い、遡って43年4月からの保険料を納付した。当時、夫の両親と同居しており、義母も保険料を特例納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、当時、同居していた申立人の義母と特例納付を行ったと申述しているところ、申立期間のうちの大半である昭和43年11月から47年3月までの期間については、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であることから申立人は国民年金の任意加入対象者となる上、申立人が所持する国民年金手帳の「資格取得」及び「被保険者の種別」欄には、43年11月4日に任意加入により国民年金被保険者の資格を取得したことが記載されており、任意加入期間である申立期間のうち、同年11月から47年3月までの期間の保険料は、制度上、特例納付することはできない。

また、申立人と一緒に特例納付を行ったとするその義母は、オンライン記録において、任意加入により昭和47年6月22日に国民年金被保険者の資格を取得していることが確認でき、同時期、加入手続きを行ったことが推認できる上、義母の納付記録は加入月から納付済みとなっていることが確認でき、任意加入以前は未加入の期間であったことから特例納付を行ったとは考え難い。

さらに、申立人は、特例納付により納付したとする保険料額、納付場所

等の記憶は明確ではなく、納付状況は不明である上、申立人と一緒に特例納付を行ったとするその義母は既に亡くなっており、申立人の特例納付を行ったとする当時の状況について証言を得ることはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3282

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から平成2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月から平成2年2月まで

私は国民年金に未加入だったが、就職後に市役所から国民年金に加入するよう通知があった。国民年金の加入手続に行ったときに、係員の助言により遡って加入したことを覚えており、具体的にいつ、どこで、いくら納めたかまでは覚えていないが、遡って国民年金保険料を納付することを迷った末に納付した記憶があるので記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和57年頃、遡って国民年金の加入手続を行い、その際、国民年金保険料を遡って納付して以降、申立期間の保険料を納付していたと主張しているところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料を納付する前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、申立期間は112か月と長期間である上、申立人から、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付についての具体的な申述が得られないため、申立期間の加入手続状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から46年10月までの期間及び47年7月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月から46年10月まで
② 昭和47年7月から50年3月まで

私は、昭和49年又は50年頃にA区からB区に転居した際、国民年金に未加入であったが、B区役所の出張所で遡って国民年金に加入できるという説明を受け、妻が加入手続を行い、妻が自分の預金を引き出して国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年又は50年頃にB区へ転居した際、申立人の妻が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金記号番号は、51年10月23日に社会保険事務所（当時）からB区に払い出された記号番号のうちの一つであり、払出日時点では第2回特例納付の実施期間後であり、申立期間①及び②のうち49年6月以前の保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする申立人の妻は、加入手続を行った時期、遡って一括納付した金額及び納付時期についての記憶が不鮮明なため、申立期間に係る加入手続状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3284

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から55年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、昭和55年頃の特例納付期間中に、夫がA市役所で全額納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金記号番号は、昭和56年9月25日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出されたうちの一つであり、同手帳には手帳交付日が57年7月30日と記載されていることから、この時点では、第3回特例納付の実施期間は終了しており、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、特殊台帳によれば、昭和55年4月から57年3月までの保険料として合計9万9,240円が、57年7月及び58年2月に過年度納付されたことが記録されており、申立人の夫が遡って一括納付したとする金額約10万円とおおむね一致している。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から49年3月まで

私は、昭和44年7月頃にA区役所B出張所で国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に毎月納付していた記憶がある。年金手帳が届いてから保険料の請求は全く無く、納付していたと思うので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年7月頃に国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人及びその夫の所持する年金手帳に記載されている国民年金記号番号は、50年12月に社会保険事務所（当時）からA区に払い出されており、前後の記号番号の任意加入者の資格取得日から、同年12月頃に夫婦の国民年金の加入手続きが行われ、その際、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した44年7月に遡って夫婦共に国民年金の被保険者資格を取得したと推認される。加入時点では、申立期間のうち48年9月以前は時効により保険料を納付することができない期間である上、一緒に納付したとする申立人の夫も申立期間については未納である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人から国民年金の加入手続き及び保険料の納付について具体的な申述が得られないことから、申立期間の国民年金の加入手続き状況及び保険料の納付状況は不明である上、A区における集金人による保険料納付は、昭和45年5月までであり、申立期間の過半は集金人に保険料を納付す

ることができない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から52年3月まで

私は、20歳になる少し前に、A市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、同市役所から国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、主にB駅南口にあったC信用金庫（現在は、D信用金庫）E支店で毎月定期的に納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年*月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金記号番号は、52年10月19日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された番号のうちの一つであり、前後の記号番号の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は同年11月頃に行われたと推認され、この時点では、申立期間のうち50年9月以前は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によれば、平成22年8月23日に厚生年金保険被保険者記録の統合により、申立人の国民年金の資格取得日が昭和48年5月18日から同年11月21日に訂正されていることから、申立人の同年*月頃に国民年金の加入手続を行ったとの主張は、厚生年金保険被保険者期間中に国民年金の加入手続を行ったこととなり不自然である上、申立人は仕事の合間に加入手続に行った記憶は無いと申述している。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が

払い出された事情はうかがえない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私が公務員として勤務していた期間については、昭和51年3月末に退職したとき、共済組合から退職一時金を受け取ったが、同年4月頃に義父が、「1年前から国民年金に加入していた方が年金を受け取るときに有利である。」と言って国民年金の加入手続をしてくれ、そのときに「1年間分の国民年金保険料を納めてきたからな。」と言われたことを覚えている。所持している年金手帳に国民年金の資格取得日が50年4月1日と記載されており、申立期間の保険料は納付しているはずなので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、義父から申立期間に係る国民年金保険料を一括納付した旨を聞いたと主張しているところ、オンライン記録によれば、申立人の国民年金の被保険者資格の取得日は昭和51年4月1日と記録されていること、及びA共済組合は、申立人の共済組合加入期間は47年4月1日から51年4月1日までであり、当該期間については退職一時金の支給を行ったと回答していることから、申立期間は共済組合加入期間であり、制度上、国民年金の被保険者になり得ない期間である。

また、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする義父は既に亡くなっているため、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記

号番号が払い出された事情はうかがえない上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から54年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月から54年11月まで

私は、昭和52年12月30日にA社を退職後、夫の被扶養者となり、53年1月頃に夫の勤務先を通じてB市役所で国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料は夫の勤務先が代行で納付していたはずなので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金記号番号は、昭和54年10月29日に社会保険事務所（当時）から、B市へ払い出された記号番号のうちの一つであることから、同日前に国民年金の加入手続が行われるとは考え難い上、同手帳には、申立人が国民年金の被保険者資格を同年12月5日に任意で取得していることが記載されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、夫が勤務していた事務所を通じてB市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料は同事務所が代行で納付していたと主張しているところ、同事務所は、「C（職種）の配偶者の国民年金保険料を代行で納付することは無い。」と回答している上、D共済組合も「C（職種）の給与から、配偶者等の国民年金保険料は天引きできない上、給与支払後に法定外の国民年金保険料等を納付するために現金を回収及び集金することはできないので、代行による国民年金保険料の納付は無い。」と回答している。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない上、申立期間の保険料を納付していたこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月から60年3月まで

私は、昭和51年5月に婚姻届を提出しにA市役所に妻と一緒にいった際、国民年金の加入を希望したところ、5年前から加入しないと困ると言われた。その約5年間の国民年金保険料は納付したかどうかわからないが、加入手続を行った51年5月以降の保険料は妻が納付しており、また、妻が国民年金に加入した同年12月からは、夫婦一緒に納付していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年5月頃にA市で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、その前後の被保険者の納付記録から60年4月から7月頃に払い出され、申立人は同時期に加入手続を行ったと推認できることから、申立人の主張とは相違する。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の国民年金保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人から提出された昭和55年度市県民税の申告書の下書きによると、国民年金保険料欄には「37,890円」及び「43,830円」と記載されていることが確認できるが、当該金額は、それぞれ昭和54年及び55年の一人分の保険料額と一致しており、これは当時国民年金に加入していた妻の保険料であると認められ、夫婦二人分の保険料を納付していたこととはうかがえない。

加えて、保険料を納付したとする申立人の妻は申立期間の納付状況等に

ついて記憶が不鮮明であり、申立人自身は納付に直接関与していないため申立期間の保険料の納付状況が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3290

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から52年3月まで

申立期間については、過去の未納期間の納付期限が近いため納付するよう市役所から連絡があったので、夫婦二人分の国民年金保険料をA市役所B出張所(当時)で一括納付したのに、未納とされているので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の夫の手帳記号番号と連番で払い出されており、その手帳記号番号は国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和54年6月14日にC社会保険事務所(当時)からA市に払い出された1,000件の手帳記号番号のうちの一つであり、前後の手帳記号番号の任意加入者の資格取得日から、申立人は、同年7月に国民年金の加入手続を行ったものと推認できるところ、申立人の夫に係る特殊台帳により昭和52年度分の国民年金保険料を過年度分に係る保険料の時効直前の昭和54年7月24日に、昭和53年度分の保険料を昭和54年12月20日にそれぞれ遡って納付していることが確認でき、申立人が夫婦二人分の保険料を同時に納付したと述べていることから、同日に申立人もその夫と同じ期間の保険料を納付したものと推認され、このとき遡って納付された夫婦二人分の保険料総額は11万8,320円である。

また、申立人は、「年金記録に係る確認申立書」において夫婦二人分で約20万円の金額を納付したとしているところ、電話による聞き取り調査の段階では50万円以内の金額だったと思うと変更しているが、昭和54年当時実施されていた第3回特例納付制度で申立期間の保険料を納付する場合に必要な夫婦二人分の保険料総額は117万2,000円であり、申立人の申

述と大きく相違する。

さらに、A市の保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿にも申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す記録は無く、申立人の夫も申立期間は未納であり、その夫の「年金記録に係る確認申立書」には過去に遡って数か月分を納付したとしているなど記載されており申立ては明確ではない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3291

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から50年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から50年4月まで

私の父が国民年金の加入手続きをしてくれ、国民年金保険料も納付してくれた。しかし、年金事務所の記録では、納付した約5年間分の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も納付してくれたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年7月中旬に払い出されており、申立人の所持する年金手帳には国民年金の被保険者資格の取得日が同年5月16日と記載されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、納付書は交付されず保険料を納付できない期間である。

また、国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ってくれたとする申立人の父も既に亡くなっており、加入手続き及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から52年3月まで

申立期間については、妻がA市役所B出張所(当時)で国民年金の加入手続を行い、過去に遡って国民年金保険料を納付してくれたはずなのに、未納とされているので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妻の手帳記号番号と連番で払い出されており、その手帳記号番号は国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和54年6月14日にC社会保険事務所(当時)からA市に払い出された1,000件の手帳記号番号のうちの一つで、前後の手帳記号番号の任意加入者の資格取得日から、申立人は、同年7月に国民年金の加入手続を行ったものと推認できるところ、申立人に係る特殊台帳により昭和52年度分の国民年金保険料を過年度分に係る保険料の時効直前の昭和54年7月24日に、昭和53年度分の保険料を昭和54年12月20日にそれぞれ遡って納付していることが確認できる。

また、申立人の「年金記録に係る確認申立書」では過去に遡って数か月分の保険料を納付したとしているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、電話による聞き取り調査段階では加入手続及び保険料納付を行っていた申立人の妻に聞いて、申立期間137か月全部を納付したと変更するなど、申立ては明確ではない。

さらに、同時に納付を行ったとしている申立人の妻の申立期間も未納であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から59年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から59年12月まで
私は、両親に勧められ、老後のことを考えて、国民年金に任意で加入し、国民年金保険料を納付してきた。私の年金記録が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市の保管する申立人に係る被保険者名簿において、国民年金の被保険者資格記録は、昭和45年2月13日任意資格取得、50年7月1日資格喪失、54年7月26日任意資格再取得、56年7月10日資格喪失、60年1月25日任意資格再取得、61年4月1日種別変更となっており、オンライン記録及び申立人の所持する年金手帳に記載されている資格記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料納付についての記憶が不鮮明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで
私は、昭和38年4月1日から40年6月15日までA事業所にB（職種）として勤務したが、申立期間における厚生年金保険の加入記録が欠落しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された人事記録により、申立人は、昭和38年4月1日に当該事業所にB（職種）（非常勤職員）として採用され、申立期間に当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所は、「当時の関係書類は保存期間経過のため無く、申立期間当時の非常勤職員の取扱いは不明である。」と回答しており、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同日（昭和 39 年 4 月 1 日）に被保険者資格を取得し、所在が確認できた者に照会したところ、回答があった8名のうち4名は、いずれも申立人と同様に資格取得日の前から非常勤職員として勤務している旨を供述しており、勤務開始日と資格取得日が一致しない上、そのうち1名は、「資格を取得する前は、保険料は控除されていなかった。」と供述していることから、当該事業所では、申立期間当時、非常勤職員を必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

さらに、上記被保険者名簿において、昭和 37 年 4 月 1 日に5名が資格喪失した後、申立人を含めて 18 名が被保険者資格をまとめて取得することになった 39 年 4 月 1 日まで被保険者資格を取得している者はいない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 9 月 30 日から 13 年 2 月 1 日まで

私は、平成 12 年 7 月 24 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、13 年 1 月末日まで C 県 D 市の E 社 F 工場に派遣されて G（作業）に従事したが、厚生年金保険の被保険者記録が 12 年 9 月 1 日から同年 9 月 30 日までしかなく、同年 9 月 30 日から 13 年 2 月 1 日までの期間は厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。会社にはこの期間も厚生年金保険に加入できることを確認して登録していたので、厚生年金保険の被保険者期間記録が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された在職証明書（B 社発行）により、申立人は、申立期間に A 社に勤務したことは確認できる。

しかし、B 社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、事業主は、申立人が平成 12 年 9 月 1 日に資格取得し、同年 9 月 30 日に資格喪失した旨の届出を行っていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚に照会したが、回答が得られないことから、当該事業所において申立人と同日である平成 12 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者に照会し、4 人から回答を得たものの、申立人と同じ勤務先に派遣された者がいないことから、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、B 社は、「当社は、平成 18 年 4 月の合併により設立されており、申立期間当時の関係資料は保管しておらず、申立人に係る厚生年金保

険の被保険者記録が無い理由は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月 1 日から 59 年 9 月 1 日まで
私は、昭和56年6月から59年8月までA社にB（職種）として勤務した。同社は厚生年金保険に加入していたはずであるが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

飲食店が厚生年金保険法に基づく強制適用事業所とされたのは昭和 61 年 4 月 1 日である上、オンライン記録において、申立期間当時、C区Dに所在するA社という名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、所在地を管轄するE法務局F出張所は、「当該事業所の商業登記の記録は、確認できない。」と回答している上、G商工会議所、H商工会議所連合会、I保健所及びJ飲食業組合に照会しても、当該事業所の所在を確認することができない。

さらに、申立人が氏名を挙げた元同僚二人は、いずれも姓のみの記憶のため、個人を特定できず、元同僚等に申立期間当時の状況について照会することができないことから、申立人の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 1 月 1 日から 45 年 1 月 5 日まで
② 昭和 46 年 2 月 1 日から 47 年 2 月 5 日まで

私は、昭和 43 年 1 月から 45 年 2 月までの期間及び 46 年 2 月から 47 年 9 月までの期間について、A 区 B に所在していた C 社で D (業務) をしていたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人が氏名を挙げた元同僚の証言により、申立人は、期間は特定できないものの、申立期間①に C 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に被保険者資格を有する 6 名のうち、所在の確認できた元同僚 1 名に聴取したが、申立人のことを覚えていないことから、申立人の申立期間①当時の勤務期間について確認できない。

また、C 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立人の申立期間①当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保

険者名簿において、申立期間②に被保険者資格を有する5名のうち、所在の確認できた2名に聴取したが、いずれも申立人のことを覚えていないことから、申立人の入社時期及び雇用実態について確認できない。

また、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も亡くなっており、当時の関係資料の所在も不明であることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3208

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年2月1日から33年2月1日まで
② 昭和33年9月から39年1月21日まで

私は、申立期間①は、昭和30年2月にA社に入社しているにもかかわらず、同社での厚生年金保険の資格取得日が33年2月1日になっているので、訂正してほしい。申立期間②は、B社C支店の下請けで働いているときに、妻が病気がちで健康保険が必要で、元請会社の同社を紹介してもらい勤務した。同社での厚生年金保険の資格取得日が39年1月21日になっているが、もう少し前から働いていたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、元同僚の証言により、勤務期間は特定できないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所において申立人と同日の昭和33年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元同僚は、「私は、高等学校卒業後の昭和26年4月にアルバイトとして働き始め、D（職種）をしていた25、26歳のときに、社長に正社員になってくれないかと言われた。」と供述しているところ、申立人は、「兄の紹介で、A社に入り、最初はD（職種）でアルバイトであった。」と供述していることから、申立期間当時、当該事業所では、アルバイトについては、厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、当該事業所は、「当時の資料が無いため、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除については、不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、「昭和33年8月頃に、B社C支店の下請会社で働いていたが、妻が病気がちだったので健康保険が必要になり、元請けの同社を紹介してもらい勤務した。いつまで下請けで働いていたかは覚えていないが、39年10月の東京オリンピックのときには、B社C支店で勤務していた記憶がある。」と供述していることから、B社C支店への入社日は特定できない。

また、申立人がB社C支店を紹介してもらったとする下請会社の元上司は、B社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日の昭和39年1月21日に資格取得していることが確認できるところ、当該元上司は、既に死亡していることから、申立人の申立期間②当時の勤務実態について確認できない。

さらに、B社C支店は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の関係資料が保存されていない上、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の申立期間②当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月 24 日から 52 年 1 月 1 日まで
私は、退職所得の源泉徴収票に記載されているように、昭和 45 年 4 月 1 日にA社（現在は、B社）に入社し、51年 12 月 31 日に退職するまで継続して勤務したのに、同社における厚生年金保険の資格喪失日が同年 12 月 24 日となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 51 年分退職所得の源泉徴収票（A社C部D課発行）の退職年月日欄に「51年 12 月 31 日」と記載されていることは確認できる。

しかし、B社から提出された申立人に係る退職女子社員票により、申立人は、家事専念を理由に、昭和 51 年 12 月 23 日を退職予定日とする旨記載されていることが確認できる。

また、企業年金連合会年金サービスセンターから提出されたE厚生年金基金の加入記録により、申立人は、昭和 51 年 12 月 24 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、雇用保険の加入記録においても、申立人は、同年 12 月 23 日にA社本店を離職していることが確認でき、いずれも上記退職女子社員票及びオンライン記録と符合する。

さらに、B社は、「退職女子社員票のほかに、当時の関係資料を保存していない。」と回答している上、申立人が氏名を挙げた元上司及び元同僚は、いずれも姓のみの記憶のため、個人を特定できないことから、元同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務期間について特定することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3210

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月1日から8年7月1日まで

私は、平成7年6月1日にA事業所に非常勤職員として採用され、8年6月末日までB（職種）に従事したが、この期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることに納得できない。この期間に健康保険被保険者証を使って、C市のD病院に入院しているので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された辞令及び辞職願の写しにより、申立人は、申立期間にA事業所にB（職種）（非常勤職員）として勤務していたことは確認できる。

しかし、D病院は、「申立人は、平成7年6月14日から同年6月23日まで、C市国民健康保険被保険者証を使用して入院治療を受けた。」と回答しているところ、申立人は、A事業所から被保険者証を渡された記憶が無いことを認めている。

また、A事業所は、「申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。」と回答している。

さらに、当該事業所に係るオンライン記録において、申立期間に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 20 日から同年 12 月 31 日まで
私は、昭和 40 年 1 月から、結婚を契機に 41 年 12 月に辞めるまで、A 区にあった B 事業所内の C 社に勤務していた。同年 7 月 B 事業所の D (施設) に元同僚と一緒に業務応援に行ったときの写真もあるので、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 7 月に B 事業所の D (施設) に業務応援に行ったときの写真を提出しているところ、申立人と一緒に写っている元同僚は、申立期間前の 40 年 10 月 14 日に C 社の厚生年金保険被保険者資格を喪失している上、申立人が提出した写真について、「退職後に一緒に遊びに行ったときの写真である。」と供述している。

また、C 社は、「申立期間当時の資料が無く、申立人の勤務実態は不明である。」と回答している上、申立人が氏名を挙げた元同僚 6 名のうち 2 名は、「D (施設) には男性しか仕事に行っていない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3212

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 14 日から 44 年 1 月 31 日まで
私は、昭和 41 年 4 月に A 社に B (職種) として入社し、44 年 1 月まで勤務した。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の当時の事業主の長男が申立人を記憶していることから、申立人は、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は、昭和 56 年 7 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間は適用事業所になる前の期間である上、同社の事業主夫妻は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚は、姓のみの記憶であるため、個人を特定できず、申立期間当時の申立人の勤務実態について確認できない。

さらに、A 社は、「申立期間当時の関係書類は無い。」と回答しており、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人の妻は、「昭和 42 年 7 月 15 日に C 区にある D 病院 (現在は、E 病院) で出産のため、健康保険被保険者証を使った。」と供述しているところ、当該病院では、「書類の保存期間を過ぎており、既に処分している。」と回答していることから、健康保険被保険者証の種類を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 5 月 1 日から 17 年 12 月 30 日まで
私は、平成 16 年 5 月 1 日に A 社に取締役 B 支社長として入社し、17 年 12 月 29 日に退職するまで、継続して勤務していたのに、同社で 16 年 5 月 1 日に厚生年金保険に加入した記録が取り消され、申立期間が厚生年金保険に未加入とされていることは納得できないので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の商業登記簿謄本により、申立人が平成 16 年 2 月 20 日に取締役に就任し、19 年 10 月 1 日に辞任していること、及び申立人が氏名を挙げた元同僚は、「申立期間当時、同社 B 支社で申立人と一緒に仕事をしていた。」と供述していることから、申立人は、申立期間当時、同社 B 支社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所の事業主は、「申立期間当時、申立人との間に雇用関係は無く、給与も役員報酬も支給していなかった。」と供述している。

また、オンライン記録において、申立人の平成 16 年 5 月 1 日に当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格を取得した記録が、17 年 1 月 4 日に取消処理されていることが確認できる上、当時の社会保険関係手続の担当役員は、「事業主の指示により、申立人の厚生年金保険の資格取得記録を遡って取り消した。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月 1 日から 60 年 2 月 21 日まで
私は、昭和 59 年 11 月 1 日から 60 年 9 月 20 日まで、A社に勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年 2 月 21 日とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主から提出のあった申立人の履歴書には、「59年10月現在」と記載されている上、欄外に「11月12日入社」と記載されていることから、申立人が昭和59年11月12日以降、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、元同僚は、「人により期間にばらつきがあったが、会社に試用期間があり、当時のB部門長から試用期間中は厚生年金保険に加入しないとの説明を受けていた。」と供述している上、上記履歴書には欄外に「3か月」との記載があり、元事業主は、「当該記載は当時のB部門長の筆跡だと思われ、3か月とは試用期間のことだと思う。」と供述している。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主に確認しても当時の資料は残されておらず、厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除状況等を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 20 日から 34 年 2 月 20 日まで
私は、A社に、大学を卒業する前の昭和 33 年 2 月から退職する 39 年 7 月 1 日まで勤務し、その期間は厚生年金保険の被保険者期間であると思っていたところ、申立期間が被保険者期間となっていないことが分かったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及び健康保険組合の資格取得の記録から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「申立期間当時の厚生年金保険料の納付及び控除に関しては資料が無く不明である。」と回答している上、当時の事業主及び社会保険担当者は既に死亡しているため、申立人の申立期間における給与からの保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所が作成した従業員別の厚生年金保険及び健康保険の加入年月日一覧によると、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者番号の前後において、厚生年金保険被保険者の資格取得日が健康保険被保険者の資格取得日に比べ1か月から 10 か月遅れている者が複数いることが確認できる上、元同僚は、「厚生年金保険の資格取得日が健康保険の資格取得日に遅れているだけでなく、勤務を開始した時期と厚生年金保険に加入した時期とでは約2年違う。」と証言している。

これらのことから判断すると、申立期間当時、当該事業所は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させる取扱いをしていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 6 月 1 日から 42 年 12 月 1 日まで
② 昭和 43 年 2 月 1 日から 44 年 5 月頃まで
③ 昭和 44 年 6 月頃から 45 年 9 月 7 日まで
④ 昭和 45 年 12 月 21 日から 47 年 5 月 31 日まで

私は、昭和 41 年 6 月から 44 年 5 月頃まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者の資格取得日は 42 年 12 月 1 日、資格喪失日は 43 年 2 月 1 日と記録されている。また、44 年 6 月頃から 45 年 9 月まで勤務していた B 社における厚生年金保険の加入記録が無い。さらに、同年 9 月から 47 年 5 月まで C 社に勤務していたが、当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が 45 年 12 月 21 日と記録されている。

これらの申立期間が厚生年金保険に未加入となっていることは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人の勤務に係る具体的な記憶から申立人が A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 42 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所となる前の期間である。

また、A 社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」において申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 43 年 2 月 1 日となっていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、オンライン記録により、当該事業所で昭和 42 年 12 月 1 日か

ら申立期間②の途中まで厚生年金保険の被保険者記録を有している元同僚は、「私は、会社設立前から 45 年頃まで勤務していた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録と実際の勤務期間が一致していない理由は分からない。」と供述している上、申立人を当該事業所に紹介したとする元同僚に文書で照会したが、回答を得ることはできない。

加えて、事業主は、申立人の厚生年金保険保険者の資格取得に関する届出について、「資格取得の届出を行ったが、すぐに資格喪失の届出を行った。」と回答している上、当時の元同僚に文書で照会したが、回答を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間③については、元同僚の証言及び申立人の勤務に係る具体的な記憶から、勤務期間は不明であるものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記元同僚も当該期間における厚生年金保険の加入記録は無く、B社は平成8年に解散しており、解散時の清算人は、「申立期間当時の資料は残っておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。」と回答している。

また、申立期間③当時の事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び保険料控除について調査をすることができない。

さらに、申立期間③に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間④については、申立人のC社における雇用保険の加入記録の離職日は昭和45年12月29日と記録されている上、D健康保険組合及びE厚生年金基金の資格喪失日はオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、事業主は、「申立期間当時の保険料控除について確認することができる資料は残っていない。」と回答している。

さらに、申立人は、「F（職種）だったので、事務所にいる時間が少なかったため、同僚を覚えていない。」と供述している上、当該事業所において、昭和47年に厚生年金保険の被保険者資格を取得している被保険者4人に照会したところ、全員が申立人のことを覚えていないと回答している。

加えて、申立期間④に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険

者名簿において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。
このほか、申立人の申立期間④における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3217（事案 2166 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 20 日から 34 年 3 月 21 日まで
私は、申立期間の脱退手当金を受給していないという前回の申立てが認められなかったことは納得できない。

今回は、申立期間当時、A社（現在は、B社）本社人事部に在籍していた上司及び同僚に対して調査をし、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約2か月後の昭和34年6月1日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さがうかがえないこと、及び申立人に脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さがうかがえないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成22年7月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時の複数の上司及び同僚を調査してほしいと主張しているところ、当委員会で当該上司及び同僚のうち連絡の取れた複数の者から証言を得たが、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる証言は得られなかった。

また、申立人と同時期にA社本社C部を退職した女性社員と新たに連絡が取れたが、その女性社員も前回の申立時に脱退手当金の受給が確認できた元同僚二人と同様に脱退手当金の受給を認めている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月1日から24年8月1日まで
私は、昭和21年6月1日から26年12月31日まで、A区に所在したB事業所（その後、C社）に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであり、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。当該事業所を長期間離職したことは絶対にないので、調査の上、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はB事業所に係る具体的な供述をしていることから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は、昭和22年10月1日に業績不振を理由として厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかった期間である。

また、B事業所及びC社の事業主、申立人が記憶している元同僚2名は、死亡又は所在が不明であることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、昭和21年6月1日にB事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している申立人を含む被保険者4名は、いずれも、当該事業所が適用事業所でなくなった22年10月1日に資格を喪失している上、そのうち、申立人が記憶している上記元同僚2名は、B社が厚生年金保険の適用事業所となった24年8月1日に被保険者資格を再取得している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者及び船員保険被保険者として厚生年金保険料及び船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日まで
② 昭和 37 年 3 月 7 日から同年 5 月 18 日まで
③ 昭和 37 年 6 月 11 日から 38 年 1 月 8 日まで

私のA社における、厚生年金保険の加入記録が昭和 36 年 12 月 1 日から 37 年 1 月 1 日までとなっているが、転職した「B丸」の勤務開始が同年 3 月 7 日であり、いつも期間を空けずに就職していたので、同年 2 月末日まではA社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたため、申立期間において厚生年金保険の被保険者期間として記録を回復してほしい。

また、「B丸」については、昭和 37 年 3 月 7 日に雇入、同年 5 月 18 日に雇止の記載がある船員手帳を保管しているので、船員手帳の記載どおりに船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

さらに、その次に乗船した「C丸」については、昭和 37 年 6 月 11 日に雇入、38 年 1 月 8 日に雇止の記載がある船員手帳を保管しているので、船員手帳の記載どおりに船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①において、「A社に昭和 37 年 2 月末日まで勤務しており、厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、事業主は「当時の資料は保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、申立人は、元同僚等の氏名を記憶していないことから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①当時、

厚生年金保険の被保険者であった5人に申立人の勤務実態について照会したところ、そのうち3人から回答があったが、申立人が申立期間①において当該事業所に勤務していたことを記憶している者はおらず、申立人の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立人は、申立期間②において、「B丸に乗船し、船員保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録において、B丸が船員保険の適用船舶となったのは、昭和37年12月1日であり、申立期間②は船員保険の適用船舶となる前の期間である。

また、B丸は既に船員保険の適用船舶でなくなっており、船舶所有者に照会したところ、船舶所有者の親族は「当該船舶に関する資料は残っておらず、当時のことは不明である。」と回答しており、申立人の申立期間②における船員保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人が氏名を挙げた元同僚は、同船が船員保険の適用船舶となった日と同日の昭和37年12月1日に船員保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立人は、申立期間③において、「C丸に乗船し、船員保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録において、C丸は船員保険の適用船舶として確認することができない。

また、申立人が所持する船員手帳に記載された船舶所有者は所在が判明しないため、聞き取り調査を行うことができず、申立人の申立期間③における船員保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人は、元同僚等の氏名を記憶していないことから、元同僚等へ聞き取り調査を行うことができず、申立人の申立期間③の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における、船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者及び船員保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料及び船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月2日から39年2月1日まで
② 昭和39年8月1日から同年9月2日まで
③ 昭和40年3月1日から41年8月1日まで
④ 昭和43年1月11日から同年3月1日まで

私は、次の就職先を決めてから転職していたのに、A社B部（現在は、C社）、D社、E社及びF社G支店（現在は、H社）における厚生年金保険の資格取得日が、実際の入社日と比較して遅く、厚生年金保険の加入記録に空白期間があるので、調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「A社B部において、昭和38年11月から厚生年金保険の被保険者であった。」と主張している。

しかし、C社は、「申立期間当時は、「本社雇いの社員」と「支店雇いの社員」の2種類の社員採用形態があり、人事記録は本社で行っているが、申立人は支店雇いと思われ、申立人が正社員として当社に在籍していた記録は無く、現場等における雇用と考えられる。」と回答しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、申立期間①において当該事業所の厚生年金保険被保険者であった6名に申立人の勤務実態等について照会したところ、全員から回答があったが、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、「D社において、昭和39年8月から厚生年金保険の被保険者であった。」と主張している。

しかし、D社は、閉鎖商業登記簿謄本により昭和50年5月26日に解散していることが確認でき、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、オンライン記録により、申立期間②において当該事業所の厚生年金保険被保険者であった7名に申立人の勤務実態等について照会したところ、5名から回答があり、そのうち1名が申立人のことを記憶していたが、申立人の入社日等について具体的な証言は得られず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人は、「E社において、昭和40年3月から厚生年金保険の被保険者であった。」と主張している。

しかし、E社は、閉鎖商業登記簿謄本により昭和43年10月18日に清算されていることが確認でき、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、申立期間③において当該事業所の厚生年金保険被保険者であった4名に申立人の勤務実態等について照会したところ、3名から回答があったが、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④については、複数の元同僚の証言により、勤務期間は特定できないものの、申立人がF社G支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間④当時、当該事業所で総務及び経理を担当していた元同僚は、「申立期間当時の同社においては、支店採用の者は6か月程度の試用期間があり、その間は社会保険に加入させていなかった。ただし、申立人は有能だったので、入社後2か月から3か月で、本社に申請して正社員として認めてもらい、社会保険に加入させた記憶がある。」と証言していることから、申立人は、当該試用期間経過後に厚生年金保険の資格を取得したことがうかがえる。

また、H社は、「申立期間当時の資料は一切保存されておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態等は不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間④における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月から同年12月まで

私は、昭和31年5月から同年12月までの期間、A社（現在は、B社）に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、その期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間においてA社に勤務して、厚生年金保険料を給与から控除されていた。」と主張している。

しかしながら、B社は「申立期間当時の記録を調査したが、申立人が当社に在籍した記録は無い。」と回答している上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立期間における厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は元同僚の氏名を記憶していないことから、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、所在の判明した元同僚4人に申立人の勤務実態について照会を行ったところ、そのうち3人から回答があったが、いずれも「申立人については記憶が無い。」と回答があり、申立人の勤務実態について確認することはできない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月 21 日から 43 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 2 月から 46 年 12 月までの期間、父の経営するA社に継続して勤務し、途中で退職した記憶は無いのに、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、40 年 6 月 21 日に一旦資格喪失し、43 年 5 月 1 日に再取得した記録になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立期間に申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の顧問会計事務所は、「申立期間当時、当該事業所の社会保険関係の手続を当事務所で行っていたが、事実と相違する届出を社会保険事務所（当時）に行うことはあり得ない。また、申立期間に申立人へ給与の支払いがあった記憶も無い。」と回答しており、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社は昭和 58 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業登記簿において既に解散していることが確認できる上、申立期間当時の事業主も死亡しているため、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、複数の元同僚に対し、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況について照会したが、具体的な供述を得ることができない。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日は昭和 40 年 6 月 21 日と記録されており、申立人の当該喪失日以降 43 年 5 月 1 日までの期間に係る定時決定等の記録は無く、遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は認めら

れない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 1 日から 40 年 3 月まで

私は、A社を昭和 40 年 3 月頃に結婚のため退職したにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録では 38 年 9 月 1 日に被保険者資格を喪失したことになることは納得できない。調査して申立期間の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に昭和 40 年 3 月頃まで勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社から提出された退職者名簿において、申立人の退社日は、「昭和 38 年 8 月 31 日、退社理由、自己都合（結婚）」と記載されていることが確認でき、退職日の翌日を資格喪失日とする厚生年金保険の加入記録と符合する。

また、申立人が氏名を挙げた複数の元同僚に申立人の勤務期間について照会したが、申立人の退職時期を記憶している者はおらず、具体的な供述は得られない。

さらに、当該事業所が加入するB健康保険組合では、申立人の申立期間に係る加入記録について、「保存期間経過のため、申立期間の加入記録は確認できない。」と回答している上、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は、旧姓及び現在の姓のいずれによっても確認できない。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 7 日から同年 10 月 1 日まで
私は、A社に入社してから、昭和 57 年 6 月に会社を辞めるまで、途中で退職することなく申立期間も継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に申立期間において途中で退職することなく、継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、事業主に、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会したところ、「申立期間当時の資料は保存されていないため、勤務実態等は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間の勤務実態について確認できない。

また、申立期間前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者の資格を有する元同僚 9 人に照会したところ、申立人を記憶していた 6 人は、「勤務期間や厚生年金保険の適用状況については不明である。」と証言しており、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、雇用保険の加入記録では、申立人の当該事業所における離職日は昭和 54 年 4 月 1 日、再取得は 55 年 1 月 21 日となっており、申立期間において雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月から28年12月まで

私は、昭和26年7月から28年12月までA事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、この期間の厚生年金保険の加入記録が欠落していることは納得できない。調査して厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和26年7月から28年12月までB県にあったA事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録において、「A事業所」の名称で厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、所在地を管轄する法務局において商業登記の記録は確認することができない。

また、申立人が記憶している当時の事業主及び同僚の所在が判明しないため、事業主等に聞き取り調査ができず、申立人の勤務実態等について確認することができない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳において、当該事業所の厚生年金保険の被保険者であった記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。